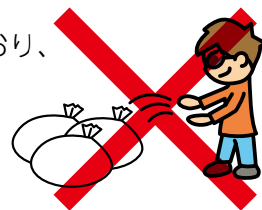


不法投棄は犯罪です!!

不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されており、違反した場合には罰則が科せられます。

不法投棄を見つけたときには下記の管理者へご連絡ください。



①燃やすごみ・燃やさないごみ排出場所：台東清掃事務所 TEL：03（3876）5771

②資源集積所：清掃リサイクル課（台東区役所内） TEL：03（5246）1018

③道路上に不法投棄を見つけた場合は、それぞれの管理者にご連絡ください。

- ・区道 道路管理課（台東区役所内） TEL：03（5246）1304
- ・都道 東京都建設局第六建設事務所 TEL：03（3882）1264
- ・国道 東京国道事務所 亀有出張所 TEL：03（3600）5541
- ・区立公園内 公園課（台東区役所内） TEL：03（5246）1321

※自宅の敷地や私有地、私道に不法投棄されてしまった場合には自らが処理費用を負担して処理しなければなりません。

私有地を管理されている方は、「立て札を立てる」「敷地を囲う」など、不法投棄されにくい環境を作り、常に清潔に保つことが必要です。



資源とごみの 分け方・出し方

保存版



令和7年5月発行
刊行物番号 7年度登録第12号
台東区環境清掃部清掃リサイクル課
TEL：03（5246）1018
<https://www.city.taito.lg.jp/>

■この「資源とごみの分け方・出し方」は、令和7年5月1日現在（一部を除く）で編集しました。